

条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「川口市、」を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。